

商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	Webマイプラン
2. 商品の概要	あらかじめ限度額をお決めいただき、その限度額内で繰り返し利用できるカードローンです。
3. ご利用いただける方	東海ろうきんの会員組合員、生協組合員、中小企業サービスセンター等の会員、または愛知・岐阜・三重県内に在住もしくは在勤の方（自営業者の方は除く）で、下記条件をすべて満たす方 *会員組合員とは、東海ろうきんに出資加入していただいている労働組合等に所属されている組合員の方です。 *生協組合員とは、東海ろうきんに出資加入いただき、かつ、東海ろうきんと「ろうきん融資取扱いに関する確認書」を締結いただいている生協の組合員（同一生計親族の方を含む）の方、こくみん共済coop＜全労済＞愛知・岐阜・三重推進本部、三重県労働者住宅生活協同組合の組合員（組合員ご本人のみ）の方をいいます。なお、対象とならない場合もございますので、詳しくは最寄りの窓口までお問い合わせください。 *中小企業サービスセンター等の会員とは、東海ろうきんと提携融資制度を締結している中小企業勤労者福祉サービスセンター等の会員（会員ご本人のみ）の方をいいます。 (1) お申込み時年齢が満 20 歳以上（ただし、極度契約時の年齢は 65 歳未満）、最終返済時年齢が満 76 歳未満の方 (2) 安定・継続した年収（前年税込年収）が 150 万円以上ある方 (3) (一社)日本労働者信用基金協会の保証が受けられる方 *契約社員・パート社員の方等も一定の要件を満たせばご利用いただけますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。
4. お使いみち	多目的資金としてご利用いただけます。（但し、事業性・負債整理資金は除きます。）
5. お借入限度額	10 万円～100 万円（10 万円単位）
6. ご契約期間	1 年ごとの自動更新です。ただし、更新時に審査を行い、その結果、継続をお断りさせていただく場合があります。 *満 70 歳に達した後、最初に到来する契約満了日をもって追加の貸越を停止し、原則として満 76 歳までにご完済いただきます。
7. ご融資金利	変動金利（金融情勢等により随時見直しをさせていただきます。） *貸出金の金利は、既往貸出分も含めて年 4 回（改定日：2 月 1 日、5 月 1 日、8 月 1 日、11 月 1 日）、当金庫が定める「カードローン基準金利」を基準に見直しを行います。また、改定後の金利の適用は以下のとおりとします。 (1) 改定日に貸越残高がある場合（元金がゼロで未収利息のみがある場合を含みます） 改定月の約定返済日から改定日の金利を適用します。 *改定月前月の約定返済日から改定日の前日までの間に初めて利用した場合（再利用を含みます）は、初回返済日（次々回約定日）の金利を適用します。なお、改定日から実際に約定返済する日までの間に全額返済した後に再利用いただいた場合、再利用日後の初回返済日の金利を適用します。 (2) 改定日に貸越残高がない場合（未収利息も発生していない場合） 初回返済日の金利を適用します。
8. 利息の計算方法	付利単位を 100 円とし、毎月の定例返済日（返済日が土・日・祝日の場合は翌平日窓口営業日）に、当金庫所定の利率によって下記の計算式により計算し、貸越元金に組み入れます。 お利息＝毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365（うるう年は関係なし）
9. 損害金	金庫に対する債務を履行しなかった場合、支払うべき元金に対し、年 14.5%（1 年を 365 日とし、日割計算します）の損害金をお支払いいただきます。
10. 担保・保証人	(一社)日本労働者信用基金協会が保証するため、担保・保証人とも不要です。
11. 保証料	ご融資金利に含まれています。
12. 手数料等	(1) 契約手数料：無料 (2) 随時返済手数料：無料
13. お借入方法	インターネットバンキング等の「ろうきんダイレクト」の機能を使用して、資金移動（カードローン口座から東海ろうきん普通預金口座への入金等）することによりお借入いただけます。 なお、現金が必要な場合は普通預金口座からの払戻しとなります。 ※当商品はカード不発行型商品のため、ローンカードは発行されません。

商品概要説明書

項目	内容																										
14. ご返済方法	(1) 返済方法 毎月の定例返済日に約定返済金(元金・利息)をご指定の返済用口座(東海ろうきん普通預金口座)から引き落としさせていただきます。また、年2回の加算返済(ボーナス時増額返済)を併用することも可能です。加算返済を併用する場合、加算返済の返済日は毎月の定例返済日と同日になります。 * (再利用後の) 初回返済日は、貸越発生日の次々回約定返済日となります。																										
	(2) 返済金額 毎月の返済額は、下表の通り、お申込みになったご利用限度額により決定します。																										
	<table><tr><th rowspan="2">極度額</th><th rowspan="2">毎月返済額</th><th colspan="2">加算返済利用</th></tr><tr><th>毎月返済額</th><th>加算返済額</th></tr><tr><td>～30万円</td><td>5,000円</td><td>5,000円</td><td>－</td></tr><tr><td>～50万円</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td>－</td></tr><tr><td>～70万円</td><td>12,000円</td><td>10,000円</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>～80万円</td><td>13,000円</td><td>10,000円</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>～100万円</td><td>15,000円</td><td>10,000円</td><td>30,000円</td></tr></table>	極度額	毎月返済額	加算返済利用		毎月返済額	加算返済額	～30万円	5,000円	5,000円	－	～50万円	10,000円	10,000円	－	～70万円	12,000円	10,000円	20,000円	～80万円	13,000円	10,000円	20,000円	～100万円	15,000円	10,000円	30,000円
	極度額			毎月返済額	加算返済利用																						
		毎月返済額	加算返済額																								
	～30万円	5,000円	5,000円	－																							
	～50万円	10,000円	10,000円	－																							
～70万円	12,000円	10,000円	20,000円																								
～80万円	13,000円	10,000円	20,000円																								
～100万円	15,000円	10,000円	30,000円																								
15. 随時の返済	毎月の定例返済(利息返済)に加えて随時のご返済(任意の金額)が可能です。 * ろうきんダイレクトでのお手続きとなります。 * 随時返済にかかる手数料は不要です。 * 随時の返済は、金額に関わらず定例返済とはなりません。定例返済日より前に随時の返済をされた場合でも、次回定例返済日には定例返済額を返済用口座からお支払いいただきます。 * 随時のご返済をいただく場合、お借入残高とお利息の合計金額以上をご入金いただいた場合は全額返済となり、お借入残高とお利息の合計金額を超える金額は返済用普通預金へ入金となります。また、お借入残高とお利息との合計金額に満たない場合にはお借入残高のみのご返済となり、お借入残高を超える金額は、返済用普通預金へ入金となります。未清算の利息の清算方法としては、窓口でご入金いただく方法、または次回の約定返済日に返済用普通預金口座から自動的に引落としをする方法がございます。																										
	カードローン利用期間中は1年毎にご契約期間を更新いたします。 ご契約期間は当初のご契約日の1年後応当日の前日までとし、以降、1年毎の自動更新とします(更新審査あり)。 なお、更新審査の結果、継続をお断りさせていただくこともございます。																										
	17. 金利情報の入手方法	東海ろうきんホームページをご覧ください。窓口までお問い合わせください。																									
	18. 苦情処理措置 (東海ろうきんへのご相談・苦情・お問い合わせ)	ご契約内容や商品に関するご相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【東海ろうきんお客さまセンター】フリーダイヤル：0120-226616 (受付時間 平日 午前9時～午後5時) なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、東海ろうきんホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://tokai.rokin.or.jp/																									
		19. 紛争解決措置 (第三者機関に問題解決をご相談になりたい場合)	愛知県弁護士会紛争解決センター(電話：052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター(電話：0564-54-9449)、東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記東海ろうきんお客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、東海ろうきんお客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】フリーダイヤル：0120-177288 (受付時間 平日 午前9時～午後5時)																								

商品概要説明書

項目	内容
20. その他	一般勤労者の方は、ご利用にあたって東海勤労者互助会に入会していただく場合がございます。 ＊一般勤労者とは、会員組合員および生協組合員以外の方で、愛知・岐阜・三重県内に在住・在勤の方です。 返済条件の変更は、原則受付けておりません。 審査の結果等によっては、ご利用いただけない場合もございますので、予めご了承ください。

(2025 年 7 月 1 日現在)